

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |  |
|------------|--|
| 担 当 課      | 産業観光部文化観光課   |
| 委託業務番号     | 令和5年度 長文観第31号  |
| 委託業務名称     | 国際観光業務委託   |
| 委託業務場所     | 長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜  |
| 業務の概要      | 本格的な訪日需要の回復局面に入る本年度、来る令和7年度の「大阪・関西万博」を見据え、インバウンド受入環境整備(人材育成)事業を行う。<br><br>○インバウンド受入環境整備(人材育成)事業<br>○長浜市地域通訳案内士向け事業の実施  |
| 履行期間       | 令和5年9月25日 から 令和6年3月31日 まで  |
| 契約年月日      | 令和5年9月25日  |
| 契約額(税込)    | 1,500,000円   |
| 契約の相手方     | [所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜<br><br>[商号又は名称] 公益社団法人長浜観光協会   |
| 契約相手方の選定理由 | 公益社団法人長浜観光協会は市内において、最も多くの観光関連事業者が登録している団体であり、令和3年度・4年度に長浜市地域通訳案内士を養成し、予約受付も行っている団体でもある。今年度事業において、そのネットワークを活用できる市内で唯一の団体であるため。  |
| 根拠規定       | <b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)<br><br>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。<br><br>○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br><br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br><br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br><br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。<br><br>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。<br><br>(9) 落札者が契約を締結しないとき。 |